

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・**延長**）

（経済産業省）

制 度 名		保険会社等の異常危険準備金の延長	
税 目		法人税（租税特別措置法第 57 条の 5、68 条の 55、同法施行令第 33 条の 5、39 条の 83）	
要 望 の 内 容	<p>火災共済協同組合及び同連合会が、毎年度において、政令で定めるところにより計算した金額以下の金額を異常危険準備金として積立てたときの損金に算入を認める措置のうち、時限的に認められている特例措置について、その適用期間を 3 年間延長する。</p> <p>※平成 24 年 9 月 6 日において、中小企業等協同組合法の一部改正が成立したことを受けて、平成 26 年 4 月 1 日から、現行の「火災共済協同組合」は「火災等共済組合」となる。</p>		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （▲24 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>中小企業等協同組合法に基づく火災共済協同組合及び同連合会は、大企業に比べて、経済的に不利な立場にある中小企業者が相互扶助の精神に基づき、共同で火災等による専門資産等の経済的損失を補填しようとするものであり、契約者たる中小企業者を保護する必要があることから、共済金の円滑な支払いが特に要請されている。</p> <p>そのため契約者たる中小企業者の保護を図る観点から、火災共済協同組合及び同連合会の財務基盤の安定を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>火災共済協同組合及び同連合会は、中小企業者の相互扶助の精神に基づき、共同で火災等による損害を補填する事を目的としており、契約者たる中小企業者への共済金の円滑な支払いが要請されている。</p> <p>しかしながら、火災共済協同組合及び同連合会は、契約対象者が中小企業者に限定されていること、事業地域が都道府県単位に限定されていること等から、損害保険会社に比べて、財務基盤が脆弱であり、異常災害が発生した際に共済金の円滑な支払が滞る可能性があるため、その財務基盤の強化が必要である。</p> <p>さらに、平成 11 年度の台風 18 号、平成 13 年度の雪害、平成 16 年度の台風 18 号、台風 23 号、平成 23 年度の雪害、台風 12 号、台風 15 号など、相次ぐ異常災害による甚大な被害により、火災共済協同組合及び同連合会の財務基盤のさらなる弱体化が危惧されている。</p> <p>このため、今後の新たな異常災害に備えるためにも、異常危険準備金として積立てた金額について、正味収入共済掛金の 4/100 まで損金算入できる措置の適用期限を延長することで、引き続き効率的に異常危険準備金の積立てを確保していくことが必要である。</p>		
	今 回 の 要 望 に	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け
政策の達成目標			中小企業者に契約どおりの共済金が確実に支払われる環境整備を図るため、火災共済協同組合及び同連合会が異常危険準備金を確実に積立てることにより、異常災害に対応できる財務基盤を確保させる。
租税特別措置の適用又は延長期間			平成 25 年度から 3 年間

	同上の期間中の達成目標	異常危険準備金の積立残高について、予想外の損害のうち最大規模の水準（伊勢湾台風級の異常災害で想定される支払共済金の額）まで積立てる。
	政策目標の達成状況	平成 23 年度に発生した異常災害により積立残高が減少したものの、本措置により、順調に異常危険準備金が積み立てられている。 ○異常危険準備金積立残高(本措置の対象となる3団体の合計) 9,688 百万円 (平成 19 年度) 9,980 百万円 (平成 20 年度) 10,232 百万円 (平成 21 年度) 10,471 百万円 (平成 22 年度) 10,198 百万円 (平成 23 年度) (出所：火災共済協同組合決算書等)
有効性	要望の措置の適用見込み	○適用見込み 1 団体 (平成 24 年度見込) (減収見込額▲1 百万円) 1 団体 (平成 25 年度見込) (減収見込額▲1 百万円) 1 団体 (平成 26 年度見込) (減収見込額▲1 百万円) 1 団体 (平成 27 年度見込) (減収見込額▲1 百万円) なお、本措置の対象となる火災共済協同組合及び同連合会は 3 団体。
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	中小企業者に契約どおりの共済金が確実に支払われる環境整備を図り、火災共済協同組合及び同連合会の財務基盤が強くなることで、契約者たる中小企業者の保護が確保され、中小企業の活性化・健全化に発展に寄与する。 本措置がない場合、火災共済協同組合及び同連合会の税負担が増すことによって、異常危険準備金の毎年度の積立額が現状よりも減少することから、異常災害が発生した際に共済金の支払が困難になるおそれがある。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本措置における損金算入の特例 4 %は、本措置を利用して積み立てられた異常危険準備金の累積額の正味収入共済掛金の額に対する割合が火災共済協同組合 60%、同連合会 75%以下の低水準の場合に限り認められるものであり、異常危険準備金の取崩しの際に益金算入され課税されるものであるため、適切であるととも必要最低限の措置である。 なお、本措置は、保険会社、農業協同組合等と同様の措置となっている。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>○直近事業年度損金算入額</p> <p>298 百万円 (平成 19 年度) (適用団体数 2)</p> <p>284 百万円 (平成 20 年度) (適用団体数 2)</p> <p>274 百万円 (平成 21 年度) (適用団体数 2)</p> <p>116 百万円 (平成 22 年度) (適用団体数 2)</p> <p>111 百万円 (平成 23 年度) (適用団体数 2)</p> <p>なお、平成 23 年度において、本措置の対象となる火災共済協同組合及び同連合会 3 団体のうち 2 団体が特例措置を利用している。</p>
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	<p>本措置により、火災共済協同組合及び同連合会の税負担を軽減することで、契約者たる中小企業者の保護を目的として、異常災害に対応できる財務基盤を確保するため、順調に異常危険準備金の積立てが行われている。</p>
	前回要望時の達成目標	<p>異常危険準備金の積立残高について、予想外の損害のうち最大規模の水準 (伊勢湾台風級の異常災害で想定される支払共済金の額) まで積立てる。</p>
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>本措置を利用し積立てを行っているものの、相次ぐ異常災害により、異常危険準備金を取り崩されており、積み立てた異常危険準備金の累計額は予想外の損害のうち最大規模のもの (伊勢湾台風級の異常災害で想定される支払共済金の額) を下回っている。そのため、引き続き、目標額までの異常危険準備金の積立てを促進する必要がある。</p>
これまでの要望経緯	<p>昭和 36 年度 制度適用 7/100、昭和 53 年度 6/100、昭和 55 年度 4.5/100、昭和 57 年度 4/100、昭和 59 年度 2.5/100、平成 5 年度 5/100 (平成 9 年度まで)、平成 10 年度 5/100 (平成 12 年度まで)、平成 13 年度 5/100 (平成 15 年度まで)、平成 15 年度 5/100 (平成 18 年度まで)、平成 18 年度 5/100 (平成 21 年度まで)、平成 21 年度 4/100 (平成 24 年度まで)</p>	